

市長室からお答えします

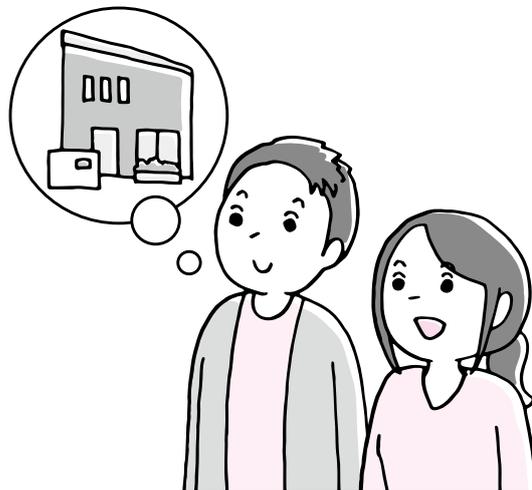
市が行っている新婚世帯への支援は

Q 今年、子どもが結婚して成田に帰ってくる予定です。まだ若いので、親としては、新しい生活を送っていくための経済面が心配です。市の支援は何かありませんか。

A 市内で新生活をスタートさせる新婚世帯の新生活を応援するため、結婚に伴い新たに賃借した住居にかかる家賃や住宅の購入・リフォーム・引っ越し費用の一部を補助しています。補助の上限額は30万円で、夫婦ともに29歳以下の場合には60万円です。

補助金の交付を受けるためには、申請が必要となりますので、必ず事前に企画政策課(☎20-1500)へ相談してください。対象となる新婚世帯は、令和5年3月1日から6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦のうち、年齢や所得などの要件を満たしている世帯です。

※くわしくは同課へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介します。

消費生活相談Q&A

その「¥」表示は本当に日本円の表示ですか

Q 日本語のインターネット通販サイトで「¥1,680」と表記されている書籍をクレジットカード決済で申し込んだところ、日本円ではなく中国人民元で決済され、クレジットカード会社から届いた支払明細には「3万2,916円」と記載されていました。契約を取り消すことはできるのでしょうか。

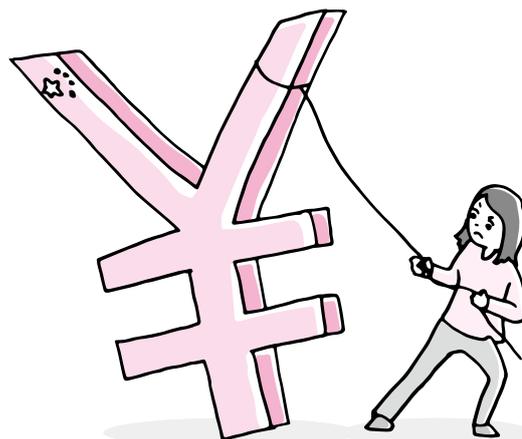
A 「¥」表示は日本円のほか、中国人民元の通貨記号でもあります。日本国内で「¥」表示を見ると日本円を連想するのが一般的ですが、インターネット通販では国外の販売業者も運営しているため「¥」表示が中国人民元を示していることがあります。このケースでは、通販サイトが日本語で作成されているため、消費者が販売価格を日本円であると誤認して申し込んでいるのであれば契約を取り消すことができます。サイトに販売業者の連絡先としてメールアドレスしか掲載がなく、メールで取り消しの意思表示をしても返信がない場合は、クレジットカード会社に決済を取り消すなどの対応がとれないかを相談してみましょう。

このような被害に遭わないためには、「¥」マークが日本円を

表しているのか中国人民元を表しているのか、通販サイトを隅々まで確認することが大切です。また、通販サイトに販売業者の名称・住所・電話番号が掲載されているか、どこの国の事業者なのかを確かめることも重要です。掲載されていない場合は、特定商取引法に違反している可能性があるほか、申し込み後に発生したトラブルの解決が困難になる恐れがあります。

不安に思ったり、トラブルが生じたりした場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



健康診査

定期的に受診しましょう

定期的に健康診査を受診することで、病気の予防・早期発見につなげることができます。特定健康診査と後期高齢者健康診査は高血圧、糖尿病、脂質異常症などで治療中の人も受けられますが、一般健康診査は治療中の人は受けられません。

特定健康診査

40～74歳で国民健康保険に加入している人

後期高齢者健康診査

受診日時点で後期高齢者医療保険に加入している人

一般健康診査

18～39歳で、職場などで健康診査を受ける機会がない人

受診する際は健康保険証（一般健康診査を除く）と「成田市成人健（検）診等受診券」を持参してください。受診券を持っていない人は、事前に下記の担当課へ問い合わせてください。

健康診査と同じ日にがん検診も実施しています。がん検診の日程は、広報なりた5月1日号を確認してください。11月30日（休）まで、一定の要件を満たす人は市内実施医療機関で個別健（検）診を受けることもできます。

また、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が、健康診査を受けずに人間ドックや脳ドックを受ける場合に、費用の一部を助成しています。対象や助成額などは、広報なりた5月1日号を確認してください。

なお、千葉県後期高齢者医療広域連合が今年度76歳になる人を対象に実施する歯科口腔健康診査と、市の成人歯科検診は重複して受けることができませんので注意してください。

※くわしくは、特定・後期高齢者健康診査と人間・脳ドック費用助成については保険年金課（☎20-1526）、一般健康診査とがん検診については健康増進課（☎27-1111）へ。

※くわしくは、特定・後期高齢者健康診査と人間・脳ドック費用助成については保険年金課（☎20-1526）、一般健康診査とがん検診については健康増進課（☎27-1111）へ。

健康診査の日程（集団）

期日	受付時間	会場
9月	8日（金） 午前9時～10時30分	公津公民館
	12日（火） 午前8時30分～10時30分	中央公民館
	14日（水） 午前9時～10時30分	大栄公民館
	15日（金） 午前9時～10時30分	大栄公民館
	21日（木） 午前8時30分～10時30分	中央公民館
	26日（火） 午前9時～10時30分	三里塚コミュニティセンター
	27日（水） 午前9時～10時30分	三里塚コミュニティセンター
10月	12日（木） 午前9時～10時30分	三里塚コミュニティセンター
	20日（金） 午前8時30分～10時30分	市役所
	21日（土） 午前8時30分～10時30分	市役所
	24日（火） 午前9時～10時30分	印東体育館
	27日（金） 午前9時30分～10時30分	国際文化会館
11月	31日（火） 午前9時～10時30分	久住公民館
	7日（火） 午前9時～10時30分	豊住公民館

期日	受付時間	会場
11月	9日（水） 午前9時～10時30分	中郷ふるさと交流館
	10日（金） 午前9時～10時30分	公津公民館
	14日（火） 午前9時～11時	赤坂ふれあいセンター
	17日（金） 午前8時30分～10時30分	中央公民館
	21日（火） 午前8時30分～10時30分	市役所
	24日（金） 午前9時30分～10時30分	国際文化会館
	28日（火） 午前8時30分～10時30分	中央公民館
12月	29日（水） 午前9時～10時30分	大栄公民館
	6日（水） 午前9時～10時30分	中央公民館
	9日（土） 午前8時30分～10時30分	市役所
	14日（木） 午前9時～10時30分	中央公民館
	15日（金） 午前9時～10時30分	下総公民館
	19日（火） 午前9時30分～10時30分	国際文化会館
22日（金） 午前8時30分～10時30分	市役所	

国民年金

こんな時はどうなるの？

Q 会社員だった夫が60歳になり、定年退職しました。私は55歳で、夫の扶養に入っていたのですが、国民年金の届け出は必要ですか。

A 保険年金課（市役所1階）または下総・大栄支所で「種別変更」の届け出をしてください。

20～59歳の人は、国民年金に必ず加入することになります。加入者の種別は、第1号被保険者（学生、農業従事者、自営業者、フリーター、無職の人など）、第2号被保険者（サラリー

マンなど）、第3号被保険者（サラリーマンなどの配偶者）の3種類に分かれていて、種別が変わる時は届け出が必要です。

今回の場合、配偶者が会社を退職したことによって、第3号被保険者から第1号被保険者になるための手続きを行います。

第1号被保険者になると、国民年金保険料は自分で納めることとなります。納付には、手間がなく納め忘れのない口座振替や、まとめて前払いすると割引される前納制度がありますので利用してください。

※くわしくは保険年金課（☎20-1547）へ。